

令和元年度の行政区長が決まりました

問 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係 (本館 2 階) ☎72-2111

1

校区	行政区	氏名
小郡校区	東町	江副 貞憲
	上町	伊達 昭
	中町	寺崎 俊文
	下町	秋山 富雄
	新町	三根 隆
	駅前	野中 雅子
	開 1	廣瀬 渡
	開 2	川上 政親
	寺福童	福田 仁廣
	西福童	能塚 美鶴
	東福童	柴田 直美
	大崎	田中 信佳
	小板井1	児島 征毅
	小板井2	井手 哲
大原校区	中央 1	藤門 宏
	中央 2	鈴木 惇司
	緑	上谷 繁之
	大板井1	川口 浩
	大板井2	森 和充
大保	福田 健	

校区	行政区	氏名
東野校区	大原	森 勝則
	中学前	小井手 潔
	東野	香田 裕國
	大保原	稲田 光雄
	西島	田中 良一
	津古	白木 博昭
三国校区	みに野団地	柏 タツ子
	横隈	小川 喜光
	力武	福田 定義
	新島	宮川 哲夫
	古賀	草場 利勝
	三沢	藤吉 千秋
	三国が丘1	田中 昭弘
	三国が丘2	橋間 順平
	美鈴の杜	問註所紀之
	希みが丘	平島 正治
	美鈴が丘	中間 敏久
あすみ	岡田 哲	
立石校区	乙隈	米倉 末弘
	干潟	美山 裕
	吹上	重松 英雄

校区	行政区	氏名
立石校区	立石	田中 健治
	佐野古	福田 敏博
	下鶴	平田 善春
	井上	重松 正喜
	上岩田	藤戸 政範
	松崎	重松 弘喜
	今隈	松尾 福雄
御原校区	花立	今村 和雄
	下岩田	柳 富雄
	稲吉	山田 寛
	二夕	山田 則行
	二森	大中 智利
味坂校区	宝城北	大淵富士雄
	古飯	西岡 康彦
	平方	荒巻 修
	光行	井上 三男
	八坂	寺崎 秀樹
	上西	永利 好隆
	下西	鶴本 哲雄
	宝城南	江島 毅
赤川	金子 邦博	

国民健康保険被保険者証を郵送します

問【7月14日(日)～31日(水)】小郡郵便局 ☎72-4494
【8月1日(木)～】国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

2

8月1日から使用できる国民健康保険被保険者証を、特定記録郵便で郵送します。「特定記録郵便」は、郵便物の引受けを記録するサービスで、郵便ポストに投函されます(受領印の押印や署名の配達記録は行いません)。※簡易書留をご希望の人は、令和元年7月3日(水)までに国保年金課へご連絡ください

配達期間 7月14日(日)～31日(水)
※期間中は、ご自宅の郵便ポストを確認してください



国民健康保険税の納付書を7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

平成31年度(令和元年度)の国民健康保険税(国保税)の納付書を7月中旬に送付します。

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身がほかの健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

平成31年度(令和元年度)国保税の税率(青太文字が今年度改正箇所)

算出方法	医療費分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳)
①所得割 (前年所得-33万円)×税率	8.2%	2.63%	2.4%
②均等割 加入者数1人当たり	25,000円	8,000円	8,100円
③平等割 1世帯当たり	24,200円	7,000円	7,000円
小 計	A (①+②+③) 賦課限度額 61万円	B (①+②+③) 賦課限度額19万円	C (①+②+③) 賦課限度額16万円
世帯の年税額=小計A+B+C			

~ここが変わりました!~

①医療費分の賦課限度額が**58万円**から**61万円**となりました。

②社保等から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者であった人(旧被扶養者)に対する均等割と平等割への減免適用期間が、**国保加入後2年間**となりました。

※すでに加入して2年が経過している人は、今年度から均等割と平等割への減免がなくなります

③所得が少ない人に対する国保税の**軽減対象世帯が拡大**されます。

国保税の均等割・平等割には、世帯の合計所得や人数に応じて、7割・5割・2割の軽減があります。

●平成31年度(令和元年度)以降の国保税

軽減割合	基準額(前年中の所得が下記の金額以下)	
	平成30年度	平成31年度(令和元年度)
7割	33万円	
5割	基礎控除(33万円)+27万5千円×被保険者数	基礎控除(33万円)+28万千円×被保険者数
2割	基礎控除(33万円)+50万円×被保険者数	基礎控除(33万円)+51万円×被保険者数

※被保険者は、旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度への移行で国保資格を喪失した世帯主・員)を含みます

●軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減は所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。しかし、軽減を受けるためには、世帯主と被保険者の所得が正しく申告されている必要があります。

※前年中に収入がなかった人でも「収入がない」という事実を申告する必要があります。申告していない人に対し、6月中に「国民健康保険税に関する所得申告のお願い」を送付しますので、必ず申告してください